

Q 1. 交付対象外になる業種などはあるか。

A 1. 飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証をお持ちの方が対象となり、それ以外の業種については対象外となります。その他業種の縛りはございませんが、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、公的な支援を行うことが適当でないと認められる者等は交付の対象になりません。

Q 2. 公的な支援を行うことが適当でないと認められる者とはどのような者のことか。

A 2. 津山市補助金等交付規則第11条に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消し日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者や、津山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等と認められる者等です。その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者についても、交付対象外となります。

Q 3. 津山市民では無いが、津山市内でお店を経営している。対象になるか。

A 3. 対象になります。営業許可を取得し津山市内で店舗を営む方であれば、住民票の所在地は問いません。法人についても同様で、津山市内で店舗を営む会社であれば、本店の所在地は問いません。

Q 4. 5つの感染症拡大防止対策（以下「5つの防止策」という。）のうち、1つでも実施していないと対象にならないのか。

A 4. 対象になりません。5つの防止策を全て実施している方のみが対象となります。

Q 5. 創業直後だが対象になるか。

A 5. 申請期限である令和3年2月26日までに開業し、要件を満たしていれば交付の対象となる可能性がございます。必要書類を添えて期限内に申請してください。

Q 6. 飲食店営業許可証を持っているが、期限が切れている。対象になるか。

A 6. 対象になりません。期限が切れている営業許可証は添付書類として認められませんのでご注意ください。

Q 7. 津山市内に飲食店を3店舗経営しており、5つの防止策を全店舗で実施している。申請はお店毎に行うのか。支援金の金額はいくらになるのか。

A 7. 申請書に3店舗全ての店舗名、店舗住所を記載し、3店舗分の営業許可証を添えて申請してください。ただし、個人で1店舗経営、法人で2店舗経営という形など、経営形

態が異なる場合は、個人と法人で分けて申請いただく必要がございます。

支援金額については、2万円×店舗数となります。

Q 8. 津山市内で2店舗、津山市外で2店舗経営しており、5つの防止策を全店舗で行っている。8万円もらえるのか。

A 8. 市内の店舗のみが対象となりますので、市内の2店舗×2万円で4万円の給付となります。申請書に市内の2店舗の店舗名、店舗住所を記載し、2店舗分の営業許可証を添えて申請してください。

Q 9. 津山市内で1店舗、津山市外で1店舗経営しており、津山市内の店舗は5つの防止策を実施済みだが、津山市外の店舗は防止策が実施できていない。対象にならないのか。

A 9. 市内の1店舗のみ対象になります。市外店舗の5つの防止策の実施状況にかかわらず、津山市内で営む全店舗で5つの防止策を実施していれば、要件を満たすこととなります。

Q 10. 津山市内で2店舗経営しており、1店舗は5つの防止策を実施済みだが、1店舗は5つの防止策を実施できていない。1店舗分は対象になるか。

A 10. 対象になりません。津山市内で営む全店舗で5つの防止策を実施する必要があります。

Q 11. 支援金は、課税の対象となるのか。

A 11. 税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものであり、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が少なければ、課税対象となります。

Q 12. 委任状を受けての申請は可能か。

A 12. 可能です。ただし、振込先の口座については申請者の名義以外は認められません。窓口にて代理で申請される際には委任状を用意し代理申請者の身分証明書を必ずお持ち下さい。

Q 13. メールでの申請は可能か。

A 13. 添付書類についてのみ可能です。申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号）や誓約書兼同意書（様式第2号）については、押印や自署による署名等があるためメールでの提出では正式文書として認められませんので、郵送や窓口での提出をお願いいたします。その他の添付書類につきましてはメールでの提出でも構いませんが、メールで提出する旨を事前にお電話（TEL 0868-32-2081）にてご連絡ください。

Q 1 4. 支援金の使い方に制限はあるのか。

A 1 4. ありませんが、感染症拡大防止対策へのご使用をお願いいたします。

Q 1 5. 書類に不備があった場合、連絡は来るのか。

A 1 5. 不備がある方については、申請書に記載の電話番号か、添付書類を提出いただいたメールアドレスにご連絡をさせていただきます。修正期限は令和3年3月31日（水）17時（必着）です。期限を過ぎた場合、給付対象外となりますのでご注意ください。給付対象外となった旨につきましては、別途文書にて通知いたします。

Q 1 6. いつ支給されるのか。

A 1 6. 書類に不備がなければ、申請から概ね2週間程度でご指定の口座に振込する予定です。また、交付が決定した方には交付決定通知兼確定通知書を送付いたします。

Q 1 7. 申請書の印鑑を押し間違えたのだが、間違えた印鑑にボールペンで二重線を引いた上で、横に正しい印鑑を押し直したらいいか。

A 1 7. 本申請書は請求書を兼ねる関係で、印鑑の修正は認められません。そのため、印鑑を押し間違えた場合は、お手数料をおかけしますが最初から書き直したものを提出して下さい。

Q 1 8. 申請書の記載内容を間違えた。間違えた記載部分にボールペンで二重線を引いた上で、訂正印を押して修正することは可能か。

A 1 8. 交付申請額（請求額）以外の部分については可能です。訂正の際は必ず、申請者欄に押印したものと同一印鑑をご使用ください。もし別の印鑑を押すと請求書として認められなくなりますのでご注意ください。なお、交付申請額（請求額）欄の訂正は認められません。お手数料をおかけしますが最初から書き直したものを提出して下さい。

Q 1 9. 申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号）と誓約書兼同意書（様式第2号）については、両面印刷でもいいか。

A 1 9. 両面印刷でも、2枚別々でも構いません。請求書兼同意書（様式第2号）の法人名・代表者役職・代表者氏名・捺印の欄若しくは申請者住所・捺印の欄に記入、押印し、忘れずに提出してください。

Q 2 0. 運転免許証やマイナンバーカードを持っていないが、身分証明書として何を提出すればよいか。

A 2 0. 住民票の写し又は各種健康保険証等、住所・氏名が分かるもので代替することが可能です。

Q 2 1. 当座預金なので、通帳を持っていない。添付書類として必要な通帳の写しを用意できないがどうすればよいか。

A 2 1. 当座預金の場合は、通帳以外で銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるものの写しを添付してください。